

4 前三項の規定は、特定振替割引債の発行者の特殊関係者（特定振替割引債の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替割引債の償還金及び第二項に規定する償還差益並びに当該特殊関係者につき当該特定振替割引債の償還により生ずる損失の額（第十二項において準用する第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの若しくは生ずるもの又は第十二項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるもの若しくは生ずるものとされるものを除く。）については、適用しない。

5 第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する償還差益又は第三項に規定する損失の額のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

6 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第十号中「償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者」とあるのは「償還金等の交付をする

同項に規定する交付をする者（当該非居住者が租税特別措置法第四十一条の十三の三第七項第七号（振替割引債の差益金額等の課税の特例）に規定する特定振替割引債の同項第八号に規定する償還金に係る同項第九号に規定する差益金額（次号において「特定振替割引債の償還金に係る差益金額」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する特定振替機関等）」と、同項第十一号中「外国法人」とあるのは「外国法人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「交付をする者」とあるのは「交付をする者（当該非居住者又は当該外国法人が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき租税特別措置法第四十一条の十三の三第一項の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する特定振替機関等）」とする。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替機関 第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関又は第五条の三第四項第一号に規定する特定振替機関をいう。

二 特定口座管理機関 第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。

三 特定間接口座管理機関 第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第六十条に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。

六 振替記載等 第五条の二第七項第六号に規定する振替記載等をいう。

七 特定振替割引債 社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は第五条の三第四項第七号に規定する振替社債等（同法第六十六条第一号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するものを含む。）のうち、第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債に該当するもの（その償還金の額が当該割引債の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものに限る。）をい

う。

八 償還金 第四十一条の十二の二第一項第一号に掲げる償還金をいう。

九 差益金額 第四十一条の十二の二第六項第三号に規定する差益金額をいう。

十 適格口座管理機関 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

十一 外国再間接口座管理機関 第五条の二第七項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

十二 外国間接口座管理機関 第五条の二第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

8 国税庁長官は、前項第十号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第十号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二 その者が第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うこと又は第十一項に規定する通知を行うことが困難であると認められる相当の理由があ

るいど。

9 国税庁長官は、第七項第十号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

10 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替割引債（一般割引債に該当するものを除く。以下この項において同じ。）につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替割引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

11 適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替割引債（一般割引債に該当するものに

限る。以下この項において同じ。）につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替割引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該償還金の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

12 第五条の二第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定は、特定振替割引債の償還金に係る差益金額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条の二第二項	前項	第四十一条の十三の三第一項
第五条の二第三項	第一項の	第四十一条の十三の三第一項の
同条第一項中		同法第十三条第一項中

	第五條の二第三項			第四十一条の十三の三第十二項（振替 割引債の差益金額等の課税の特例）に おいて準用する同法第五條の二第三項
	同項に規定する振替国債又は振替地方 債の利子			同法第四十一条の十三の三第一項に規 定する特定振替割引債の償還金
第五條の二第四項	第一項の規定は			第四十一条の十三の三第一項の規定は
	が第一項			が第四十一条の十三の三第一項
	つき第一項			つき同条第一項
	、第一項			、同条第一項
第五條の二第八項	前項第四号			第四十一条の十三の三第七項第四号
	第十五項			第四十一条の十三の三第十項若しくは 第十一項
第五條の二第九項	第七項第四号			第四十一条の十三の三第七項第四号

第五條の二第十項	第一項又は	第四十一條の十三の三第一項又は
	第一項に	同條第一項に
第五條の二第十二項	第一項	第四十一條の十三の三第一項
	同項及び第五項後段	同項
第五條の二第十三項	第一項又は	第四十一條の十三の三第一項又は
	第一項」とあるのは	同條第一項」とあるのは
第五條の二第十七項	第一項」と、	第四十一條の十三の三第一項」と、
	第一項の	第四十一條の十三の三第一項の
	同項、	同項、同條第六項及び第十一項並びに
	ついては	ついては、同條第六項中「同項に規定する特定振替機関等」とあるのは「同條第十二項において準用する同法第五條の二第十七項（振替国債等の利子の

第五条の二第十七項の表第一項の項				
第一項 当該特定振替機関等 第十七項 受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）				
第四十一条の十三の三第一項 当該特定振替機関等（ 第五条の二第十七項 受託者をいい、				課税の特例）の規定により読み替えられた同法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定受託者」と、同条第十一項中「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか

第五条の二第十七	の特定振替機関等	の特定振替機関等を経由し、又は同項
項の表第四項の項	の特定受託者	の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）を経由し、又は同条第一項

13 特定振替割引債の発行者は、第一項の規定の適用があるものとして当該特定振替割引債の償還金に係

る差益金額につき第四十一条の十二の二第二項又は第三項の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、政令で定めるところにより、当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

14 特定振替割引債の償還金の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定、第十項及び第十一项の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十九の二第二項中「平成十八年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十五

年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、「限る」の下に「。第三項において「居住用の家屋」という」を加え、「及び次項」を「から第三項まで」に、「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」を「当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該住宅耐震改修の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額（以下この項において「標準的費用額」という。）とし、当該標準的費用額が耐震改修工事限度額を超える場合には当該耐震改修工事限度額）」に改め、「当該金額が二十万円を超えるときは二十万円とし、」を削り、同項各号を削り、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「住宅耐震改修等証明書」を「耐震改修証明書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「並びに同項第一号」を「及び同項に規定する家屋の所在地」に改め、「定める者の」の下に「居住用の家屋が」を加え、「及び当該住宅耐震改修の費用の額を記載した」を「その他の財務省令で定める事項を証する」に、「その他の」を「その他」に、「住宅耐震改修等証明書」を「耐

震改修証明書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する耐震改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該住宅耐震改修に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合 二百五十万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 二百万円

第四十一条の十九の三第一項中「次の各号に掲げる工事（以下この項において「改修工事」という。）を「高齢者等居住改修工事等（当該高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）」に、「当該改修工事」を「当該高齢者

等居住改修工事等」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「当該各号に定める金額の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には二十万円とし、第四項第二号に掲げる工事を行う場合において当該合計額が三十万円を超えるときは三十万円とする。）」を「標準的費用額（当該標準的費用額が改修工事限度額を超え
る場合には、当該改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があると
きは、これを切り捨てる。）」に改め、同項各号を削り、同条第十一項中「第三項」を「第五項」に、
「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二項」を「第三項」に改
め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第十一
項とし、同条第八項中「特定改修等証明書」を「増改築等工事証明書」に、「第二項」を「第三項」に改
め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、「登録住宅性能評価機関」の
下に「（次条第六項において「登録住宅性能評価機関」という。）」を加え、「第一項第一号イ又は第二
号イに掲げる金額を明らかにする書類その他の」を「居住用の家屋が第一項に規定する高齢者等居住改修
工事等又は第三項に規定する一般断熱改修工事等が行われた家屋である旨その他の財務省令で定める事項

を証する書類その他」に、「特定改修等証明書」を「増改築等工事証明書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「その年の前年分」を「その年の前年以前三年内の各年分」に改め、「又は第二項」を削り、同項ただし書中「当該前年分」を「当該各年分」に、「これら」を「同項」に、「第一項に」を「同項に」に、「改修工事」を「高齢者等居住改修工事等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第一項第二号」を「第三項及び第四項」に改め、同項第一号中「（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）」を削り、同項第二号中「前号」を「第一号」に、「政令で定める設備」を「太陽光を電氣に変換する設備として政令で定める設備」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として政令で定めるものの取替え又は取付けに係る工事

第四十一条の十九の三第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項の規定は、特定居住者又は前項の」を「第一項及び第三項の規定は、特定居住者又は」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の

一項を加える。

6 第一項及び第二項に規定する高齢者等居住改修工事等とは、特定居住者が所有している家屋につき行う第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定めるものをいう。

第四十一条の十九の三第二項中「特定居住者以外の居住者」を「居住者」に改め、「前項第二号に規定する」を削り、「をして」を「（当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をして」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「その者」を「当該居住者」に、「同号に定める金額」を「標準的費用額（当該標準的費用額が断熱改修工事限度額を超える場合には、当該断熱改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加え

る。

4 前項に規定する断熱改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 一般断熱改修工事等として第七項第三号に掲げる工事を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該一般断熱改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該一般断熱改修工事等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合 三百五十万円

ロ イに掲げる場合以外の場合 三百万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 前号イに掲げる場合 二百五十万円

ロ イに掲げる場合以外の場合 二百万円

第四十一条の十九の三第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該高齢者等居住改修工事等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合 二百万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 百五十万円

第四十一条の十九の四の見出し中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同条第一項中「第四十条第五項」を「第四十一条第十項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、「（以下この項の下に「及び次項」を加え、」をして」を「次項及び第六項において同じ。」をして」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第四項」を「第五項」に、「五百万円」を「認定住宅限度額」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第十六項中「第三項」を「第四項」

に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項の」を「第十四項の」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第二号中「第十三項」を「第十四項」に、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「第二項の」を「第三項の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二項」を「第三項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二項」を「第三項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「長期優良住宅の

普及の促進に関する法律第七条に規定する所管行政庁の同法第九条第一項に規定する計画の認定に係る書類として財務省令で定めるもの」を「登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の居住者が新築又は取得をした家屋が同項に規定する認定住宅に該当する家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類」に、「第七項」を「第八項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する認定住宅限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 認定住宅の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該認定住宅の新築又は取得に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合 六百五十万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 五百万円

第四十一条の十九の五を削る。

第四十一条の二十の二第二項第三号中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加える。

第四十二条の二第一項第一号中「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるもの」に改め、「利子等の額」の下に「若しくは第四十一条の十三の三第七項第八号に規定する償還金の額」を加え、「同条第二項」を「第五条の三第二項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの（前三号に掲げるものを除く。）

第四十二条の二の二第二項中「、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、同条第二項中「、第三十七条の十四第十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「若しくは第三十七条の十四第十五項」に改め、同条第三項中「、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、「、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第四十二条の三第一項及び第三項中「(第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一 第四十一条の十三の二第二項において準用する所得税法第百八十条第一項に規定する要件に該当しないにもかかわらず偽りの申請をして第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第一項に規定する証明書の交付を受けた者、第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第四十一条の十三の二第二項において準

用する同法第百八十条第四項の規定による通知をしなかつた者

第四十二条の三第四項第二号中「第三十七条の十四第十五項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、「又は第四十一条の十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書」を削り、同項第三号中「規定する通知書若しくは」を「規定する通知書、」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書」を加え、「若しくは第三十七条の十一の三第九項」を「第三十七条の十一の三第九項若しくは第四十一条の十二の二第十項」に改め、同項第四号中「若しくは同条第九項ただし書の」を「同条第九項ただし書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書の」に、「通知書若しくは」を「通知書、」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書に規定する通知書」を加え、同項第五号中「第三十七条の十四第十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項」を「若しくは第三十七条の十四第十七項」に改め、同項第六号中「第三十七条の十四第十七項又は第四十一条の十二第二十四項」を「又は第三十七条の十四第十七項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項と

し、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十二条の四第一項中「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第十二項第三号中「又は大学と」を「、大学その他の者と」に、「又は大学に」を「、大学又は中小企業者に」に改める。

第四十二条の四の二第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同条第二項から第八項までを削り、同条第九項中「第一項の規定により読み替えられた」を「前項の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第三項、第四項、第六項及び前三項」を「前項」に改め、「第二項、第五項又は第七項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第十二項中「第二項又は第五項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第十三項を削る。

第四十二条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、

「(第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで)」及び「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。」でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、「場合を除く。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、「(第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額)」を削り、同項第一号ロ中「エネルギー資源」を「エネルギー源」に改め、同号ハ中「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「減価償却資産」を「減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの」に改め、同号に次のように加える。

二 エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第四十二条の五第一項第二号中「次に掲げる」を「建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の

削減に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第五項中「（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第十二項中「第十項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第八項から第十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、「同項に規定する」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第一項及び第六項又は第二項の規定は、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項に

において「補助金等」という。）の交付を受けた法人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

第四十二条の五第五項の次に次の二項を加える。

- 6 青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

- 7 法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該法人の事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十第六項の規定の適用を受

けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第四十二条の十二の二、第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、第四十二条の十二の二第三項第二号イ中「第四十二条の五第一項」とあるのは「第四十二条の五第一項若しくは第六項」と、第五十二条の二第一項中「第四十二条の五第一項」とあるのは「第四十二条の五第一項若しくは第六項」と、「第六十八条の四十第二項」とあるのは「第六十八条の四十第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用する）を含む。以下この条において同じ。」と、第五十二条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第六十八条の四十一第一項」とあるのは「場合（第六十八条の四十一第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第六十八条の四十一第一項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。

第四十二条の六第一項中「その製作の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。」でその製作の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「その製作の後

事業の用に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第四十二条の十二」を「第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第五項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第七項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十二」を「第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第四項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第四十二条の十一第一項中「同法第二十六条第一項」を「同法第十五条第一項」に、「定められた同項に規定する事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）の用に供するものとして財務省令で定める機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「適合する財務省令で定める計画に記載

された次に掲げる減価償却資産」に改め、「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「当該特定国際戦略事業」を「同法第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）

二 建物及びその附属設備並びに構築物

第四十二条の十一第二項中「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「並びに次条」を「次条、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第五項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第七項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第四十二条の十二第一項中「において、当該法人が」を「で、かつ、」に、「ときは、当該」を「場合

には、当該法人の当該」に、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を、「前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」に、「二十万円」を「四十万円」に改め、同項ただし書中「税額控除限度額が、」の下に「当該法人の」を加え、同項第一号中「適用年度及び」を「当該適用年度及び」に、「当該適用年度開始の日前一年以内に開始した事業年度」を「その事業年度」に改め、「雇用者であつた者で」を削り、「者を」を「雇用者及び高年齢雇用者を」に改め、同項第二号中「における雇用者」の下に「（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同号イからハまでの規定中「当該法人の」を削り、同条第二項第一号中「設立（合併」の下に「、分割又は現物出資」を加え、「（政令で定める事業年度を除く。）」を削り、同項第二号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第七号中「適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額（」を「法人の給与等の支給額のうち前号の適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除くものとし、」に、「一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「給与